

別添（第3の4関係）

## 県民環境林管理・経営委託業務仕様書（案）

※ 県民環境林管理・経営委託業務の具体的な内容については、下記の項目を基本とし、特定した技術提案の内容を受けて最終的に決定するものとする。

### 1 管理業務

#### （1）森林経営計画の作成

経営方針、分収造林契約及び技術提案の内容等に基づき、森林整備等に必要  
な森林経営計画を作成し、必要に応じて市町村長等の認定を受けること。

また、他の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から  
共同による森林経営計画の作成の申出があった場合は、その申出に応じ、認定  
（変更の認定を含む。）を受けること。

#### （2）森林経営計画の進行管理

当該計画に基づく森林整備等の実施体制等を構築し、適切かつ円滑に実施す  
ること。

なお、実施体制等の構築に当たっては、各種作業に係る資格を取得している  
者又は研修修了者等を優先的に配置するとともに地域の雇用創出にも努める  
こと。

### 2 森林整備等作業

下刈、枝打、除伐等、間伐及び森林作業道の整備を下記に従い、適切に実施す  
ること。

また、実施箇所を決定し次第、県に報告すること。変更した場合もその都度、報  
告すること。

#### （1）作業基準

各作業の実施回数及び実施林齢の目安は次のとおりとする。

ただし、林分を確認した上で作業が必要と判断される場合は、これに関わら  
ず実施すること。

	下刈	除伐等	枝打	間伐等
実施回数	6回	2回	2回	2回
実施林齢	1～5、8年生	13、18年生	13、18年生	30、36年生

(2) 作業量

各年度の作業量については、各年度委託契約書のとおりとする。

※ 間伐の面積については、各年度毎に次の作業量以上を提案すること。

年度 面積	30	31	32	33	34	計
	419ha	402ha	352ha	341ha	335ha	1,849ha

(3) 作業の仕様

ア 各作業に当たっては、契約書、森林整備作業の仕様及び造林補助事業関係要領を遵守して実施すること。

なお、作業の着手前においてプロット調査結果等を基に作業の実施箇所、実施面積、作業区分毎の整備手法（伐採率、伐採量等）について現場写真等を添付して県へ協議すること。

イ 造林補助金の活用に努めること。

ウ 有用な広葉樹の稚樹は、残すよう努めること。

エ 委託区域以外で、隣接地等の土地の使用及び支障木の除去等が生ずる場合には、必要な手続を行うこと。

(4) 除伐等

実施箇所の選定に当たっては、間伐を実施した場合と当該作業を実施した場合とで県が負担する額を比較し、間伐より低いとされた箇所とすること。

(5) 間伐

ア 実施箇所の選定に当たっては、前項を踏まえた箇所とすること。

イ 造材寸法は、市場等を勘案し有利に販売できると見込まれるものとし、必要に応じて、県の指示を受けること。

(6) 森林作業道整備

必要性を十分に勘案のうえ、実施すること。なお、補修については、森林作業道開設に係る規定に準じること。

(7) 森林整備等の進捗状況報告

森林整備等の進捗状況については、様式1により報告すること。

(8) 作業期間

間伐は12月末、その他の森林整備は1月末を目途に作業を終了するよう努めること。

(9) 作業が完了した際は、その都度、様式2により報告すること。

### 3 販売業務

#### (1) 販売方法

山土場での入札による販売を基本とし、それ以外の方法とする場合は県と協議すること。

#### (2) 予定価格

県が決定する。

#### (3) 販売計画

販売予定については、様式3により報告すること。

#### (4) 販売結果報告書

結果報告については、様式4により報告すること。

### 4 収穫調査業務

#### (1) 調査量

各年度の調査量については、各年度委託契約書のとおりとする。

※ 各年度毎に次の面積以上を提案すること。

年度 面積	30	31	32	33	34	計
	68ha	105ha	214ha	159ha	86ha	632ha

#### (2) 調査方法

周囲測量、立木調査、試験伐倒を行うこと。

##### ア 周囲測量

原則として実測するものとする。

また、私有林地等に隣接し境界若しくは立木の所属が不明瞭な箇所については、隣接所有者の立会いを求め、明確にしたうえで測量すること。

なお、測量区域については現地において平杭等により保存すること。

##### イ 立木調査（胸高直径・樹高）

胸高直径について、基本的には全林毎木調査とすることとし、それ以外の方法とする場合には県と協議すること。

樹高について、直径階を同じくする立木の樹高が概ね均等であると認められるときは、毎木の樹高測定を省略し直径階毎に相当数の標準的樹高を測定して樹高曲線法により直径階毎の平均樹高を算出すること。

##### ウ 試験伐倒

調査全立木の直径を「18 cm 以下」「20 cm 以上 28 cm 以下」「30 cm 以上 40 cm 以下」「42 cm 以上」の直径級に区分し各径級から2本以上伐倒し、利用率等を算出すること。

(3) 調査結果報告

ア 周囲測量

測量結果野帳、測量図面により報告すること。

イ及びウ 立木調査、試験伐倒

様式5により報告すること。

5 その他の業務

以下の(1)～(8)の業務を実施すること。

(1) 委託区域の巡視

巡視の内容は次のとおりとする。

ア 現況の把握

イ 盗伐、誤伐、侵懇その他の加害行為の防止

ウ 落葉、落枝、下草、土石及び樹実等の無断採取の防止

エ 火災、鳥獣害、病虫害及び気象害その他の災害予防のための監視並びに調査

オ 希少野生生物保護及び不法投棄廃棄物等の監視

(2) 境界保全

境界及び標識、標柱その他標識類の維持管理を行うこと。

(3) 支障木整理

必要最低限の範囲で行うこと。

除去する場合は、今後の作業等に支障がない箇所に整理すること。

(4) 森林作業道以外の既設道路の補修

必要最低限の範囲で実施すること。

(5) 森林被害等の報告

気象災害、誤伐、盗伐、火災その他加害行為により土地、立木竹等が滅失又はき損していることを確認したときは、現地調査を行い、速やかに県に報告すること。

(6) 土地所有者等との各種交渉等

業務の遂行に当たり、土地所有者等の承諾が必要な場合は、説明を行い、承諾を得ること。

なお、間伐の実施に当たっては、必ず土地所有者等の承諾を得ること。

(7) 分収割合の変更同意取得補助

県が行う土地所有者に対する分収割合の見直しに係る同意取得に協力すること。

(8) 巡視業務等の実施状況報告

5の(1)から(4)及び(7)の巡視業務等の実施状況については、様式6により報告すること。

なお、緊急を要する内容については、随時報告すること。

6 造林補助金の受領等

造林補助金の交付申請、受領及び申請に必要な計画書等の作成を行うこと。

7 業務完了の報告

業務完了報告については、様式7により報告すること。

8 履行の確認

業務完了報告書後、業務の履行確認を受けること。

9 次年度の業務内容の調整及び契約

毎年度11月末までに、県と調整し、当年度における業務の進捗状況等を踏まえ、次年度の具体的な業務内容を確定させること。

次年度の契約は、確定した業務内容を基に締結する。

10 再委託

業務の実施は、受託者自らが行うことを原則とするが、業務の一部については、県の承諾を得て、専門の事業者にも再委託できる。

ただし、再委託を行う場合は、当該業務について当該再委託先が業務を実施するために必要な資格、許可及び認定等を受けていることを確認すること。

又、地域の雇用創出にも考慮すること。

11 その他

(1) 県から指示がある場合は様式8により指示し、受注者は写しを保管すること。

(2) 委託業務の実施に当たっては、公の森林であることを念頭において、特定の団体等に有利にあるいは不利になることのないよう、公平な管理・経営を行うこと。

- (3) 県と連携を図り、業務実施を行うこと。
- (4) 受注者が業務実施に当たり各種規程・要綱等を作成する場合は、県と協議を行うこと。
- (5) 契約締結後、業務内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、変更契約を締結する。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方が協議して決定する。

## 森林整備作業の仕様

### 1 共通

作業にあたっては、林内の標識、境界杭及び測量杭を破損または移動してはならない。また常に見易い状態にしておかなければならない。

### 2 下刈

- (1) 下刈作業は、造林地内の灌木、笹、雑草及び蔓茎類を10cm以下より刈り払い、造林木の生育に支障のないよう整理の上、なるべく苗木の根元周囲に寄せるものとする。
- (2) 刈払いに際しては、特に植付苗木を損傷しないように注意するものとする。このため鎌及び刈払機の操作には常に注意し、特に苗木の周囲の刈払いに際しては、鎌を用いて苗木の方に刃部が向かないように、苗木を中心として、外方向に刈払いを行うものとする。
- (3) 特に笹、雑草等の繁茂の甚だしい箇所については、県の指示に従い、始めに植付苗木を中心として、直径50cm内外の円形の範囲内の笹、雑草等をあらかじめ小鎌をもって、丁寧に刈払い、苗木の位置を明瞭にした後、普通の刈払いを行うものとする。
- (4) 刈払機を用いる場合は、1人当たりの連続運転時間を10分以内に抑えるとともに、1日当たりの総連続時間を2時間以内に抑えるものとする。

### 3 枝打

- (1) 枝打作業は、力枝以下の部分、力枝が明らかでない場合は、うっ閉を構成する部分より下の枝に対して行うこと。
- (2) 枝落としは幹に沿って、できるだけ凹凸のできないよう滑らかに仕上げ、下枝から順次行い、必ず下方から先に切り返しを入れ、次に上方から切り落とすこと。
- (3) 枝を切り落とす際は、形成層や樹幹、樹皮に傷を付けないよう注意すること。

### 4 除伐等（不用木除去）

- (1) 除伐木は現に造林木の生育を阻害するもの及び今後の造林木の生育を阻害するおそれのあるものを伐採（造林木を含む。以下同じ）し、造林木を損傷しないように十分注意して除伐するものとする。
- (2) 伐採の高さは地上30cm以内で伐採するものとする。
- (3) 除伐木は造林木等の生育並びに作業予定地内の歩道の歩行に支障のないように切断するものとする。

- (4) 作業箇所の一部が急斜面、その他の理由により作業が危険である場合は、県の指示を受けるものとする。
- (5) 刈払機を用いる場合は、1人当たりの連続運転時間を10分以内に抑えるとともに、1日当たりの総運転時間を2時間以内に抑えるものとする。

## 5 除伐等（不良木の淘汰）、間伐

- (1) 作業は、残存木を損傷しないように充分注意して行うものとする。
- (2) 作業箇所の一部が急斜面、その他の理由により作業が危険である場合は、県の指示を受けるものとする。
- (3) 間伐木については、枝払い、玉切りをし、必要に応じて杭打ち等による崩壊・流出防止対策を講じて整理し、他の作業や林内での歩行の支障にならないようにしておかなければならない。なお、この場合において急傾斜その他の理由により整理が特に危険である場合は、県の指示を受けるものとする。
- (4) チェンソーを用いる場合は、1人当たりの連続運転時間を10分以内に抑えるとともに、1日当たりの総運転時間を2時間以内に抑えるものとする。



様式1 (2の(7)関係)

平成 年度県民環境林管理・経営委託業務

### 森林整備等進捗状況報告

平成 年 月 日

青森県知事 三村申吾 殿

受注者 住所  
氏名

印

平成 年 月までの森林整備等の進捗状況について報告します。

区分	計画量 A	着手量 (ha, m)			作業完了量 (ha, m) E	進捗率 (%) E/A	着手率 (%) D/A
		前月まで B	当月分 C	計 D (B+C)			
間伐							
森林作業道整備							
除伐等							
枝打							
森林整備 計 (ha)							
森林作業道整備 計 (m)							



様式3 (3の(2)関係)

平成 年度県民環境林管理・経営委託業務  
間伐材販売計画書

青森県知事 三村申吾 殿

平成 年 月 日

受注者 住所  
氏名

印

下記のとおり、間伐材の販売を行いますので報告します。

記

- 1 販売した間伐材の搬出元
- 2 販売予定年月日
- 3 販売方法
- 4 販売場所

様式4（3の（4）関係）

平成 年度県民環境林管理・経営委託業務

## 間伐材販売結果報告書

平成 年 月 日

青森県知事 三村申吾 殿

受注者 住所  
氏名

印

下記の間伐材の販売が終了したので報告します。

### 記

- 1 販売した間伐材の搬出元
- 2 販売年月日
- 3 販売場所
- 4 落札物件  
別紙のとおり

※ 売上請求書の写しを添付すること。



様式5 (1) (4の(3)関係)

## 収穫調査結果報告書

(利用率算定表)

所在	
林小班	

立 木 直径階  cm	全林立木 材積 m3  A	標 準 木		標準木より生産される丸太				全林丸太 材積	備 考
		直径 cm	樹高 m	立木材積 m3 (B)	長級 m	径級 cm	材積 m3 (C)	利用率  D=C/B	
6~18   小計									
20~28   小計									
30~40   小計									
42以上   小計									
計							E/A		

様式5 (2) (4の(3)関係)

# 収穫調査結果報告書

(標準木計算書)

所在

林小班

径 級 cm	樹種 円面積									
		本数	総面積		本数	総面積		本数	総面積	
6	0.0028			本数計			本数計			本数計
8	0.0050									
10	0.0079			面積計			面積計			面積計
12	0.0113									
14	0.0154			平均面積			平均面積			平均面積
16	0.0201									
18	0.0254			平均直径			平均直径			平均直径
計										
20	0.0314			本数計			本数計			本数計
22	0.0380									
24	0.0452			面積計			面積計			面積計
26	0.0531									
28	0.0616			平均面積			平均面積			平均面積
				平均直径			平均直径			平均直径
計										
30	0.0707			本数計			本数計			本数計
32	0.0804									
34	0.0908			面積計			面積計			面積計
36	0.1018									
38	0.1134			平均面積			平均面積			平均面積
40	0.1257									
				平均直径			平均直径			平均直径
計										
42	0.1385			本数計			本数計			本数計
44	0.1521									
46	0.1662									
48	0.1810			面積計			面積計			面積計
50	0.1963									
52	0.2124									
54	0.2290			平均面積			平均面積			平均面積
56	0.2463									
58	0.2642									
60	0.2827			平均直径			平均直径			平均直径
62	0.3019									
64	0.3217									
66	0.3421									
68	0.3632									
70	0.3848									
72	0.4071									
74	0.4301									
計										
再	掲			本数計 面積計 平均面積 平均直径			本数計 面積計 平均面積 平均直径			本数計 面積計 平均面積 平均直径





様式6 (5の(8)関係)

平成 年度県民環境林管理・経営委託業務  
巡視業務等実施状況報告書

平成 年 月 日

青森県知事 三村申吾 殿

受注者 住所  
氏名

印

平成 年 月に実施した巡視業務等の実施状況について報告します。

記

実施日	業務区分	内容	備考

注1 業務区分は、次の①～④から選んで記入すること。

①巡視、②境界保全、③支障木整理、③道路補修、④分収割合の変更同意取得補助

様式7（7関係）

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

受注者 住所  
氏名

印

## 平成 年度業務完了報告書

平成 年 月 日に契約した平成 年度県民環境林管理・経営委託業務について、別紙のとおり業務が完了したので報告します。

別紙（様式7 業務完了報告書）

1 事業量

事業区分		面積、材積、延長	備考
森林整備等作業	間伐	計画	箇所 ha m <sup>3</sup>
		実績	箇所 ha m <sup>3</sup>
	森林作業道整備	計画	m
		実績	m
	除伐等	計画	ha
		実績	ha
	枝打	計画	ha
		実績	ha
	販売業務	計画	m <sup>3</sup>
		実績	m <sup>3</sup>
収穫調査業務	計画	ha	
	実績	ha	

注1 計画は契約書に記載されている事業計画量を記載すること。

2 事業費

区分	金額（円）	備考
管理業務		
森林整備等作業	間伐	
	森林作業道整備	
	除伐等	
	枝打	
販売業務		
収穫調査業務		
計		

注1 管理業務には、森林整備等及び販売業務以外の業務を含む。

2 事業費は消費税及び地方消費税相当額を加算した金額で記入すること。

### 3 造林補助金

区 分		金額 (円)	備考
森林 整備 等 作業	間伐		
	森林作業道整備		
	除伐等		
	枝打		
計			

### 4 委託料 (委託料=事業費-造林補助金)

区 分		金額 (円)	備考
管理業務			
森林 整備 等 作業	間伐		
	森林作業道整備		
	除伐等		
	枝打		
販売業務			
収穫調査業務			
計			

### 5 間伐材販売額

区 分	金額	備考
販売額 (千円)		

### 6 精算額の根拠資料

別添のとおり

【添付資料】

- ① 収支精算書
- ② 間伐と除伐等を実施した箇所については、県の負担額を比較した資料 (様式任意)
- ③ 販売を実施した事業箇所ごとの販売額及び販売材積が分かる資料

様式8 (11の(1)関係)

## 指 示 票

- 1 委託業務名 平成 年度県民環境林管理・経営委託業務
- 2 委託期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 受注者
- 4 指示日 平成 年 月 日 ( )

次のとおり指示します。

主任技術者		印					
【指示事項】							
GM		SM		G員		担当	